

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

項目・内容	課題・検討事項
<p>1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進 市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む。</p> <p>[分析] [計画] [実行] [評価] [公表]</p> <p>資料：厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」</p>	<p>○PDCAサイクルを通じた自立支援・重度化防止の取組の仕組みづくりの検討</p>
<p>2 医療・介護の連携の推進等 今後、増加が見込まれる慢性期の医療・介護ニーズへの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設（「介護医療院」）を創設する。 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとし、平成35年度末までとする。</p>	<p>○新施設への転換の移行等の把握 ○今後増える長期に医療と介護の両方のニーズへの対応の強化</p>
<p>3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等 「地域共生社会」とは、地域包括ケアシステムの考え方を発展させ、障がい者、子ども、生活困窮者等を含む地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できるコミュニティを育成し、公的なサービスと協働して、助け合いながら暮らすことのできる社会として、その実現を目指すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 地域住民と行政等との協働による「我が事・丸ごと」の包括的な支援体制づくり □ 高齢者と障がい（児）者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける。 	<p>○身近な地域で、個人（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指す支援体制づくり</p>

II 介護保険制度の持続可能性の確保

項目・内容	課題・検討事項																										
<p>4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。 ただし、月額44,400円の負担上限額あり。【平成30年8月施行】</p> <table border="1" data-bbox="197 303 981 510"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年金収入等</td> <td>340万円以上（※1）</td> <td>2割⇒3割</td> </tr> <tr> <td>年金収入等</td> <td>280万円以上（※2）</td> <td>2割</td> </tr> <tr> <td>年金収入等</td> <td>280万円未満</td> <td>1割</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 現時点では、「合計所得金額220万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額340万円以上（単身者の場合。夫婦世帯の場合463万円以上）」とすることを想定 ※2 「合計所得金額160万円以上」かつ「年金収入＋その他合計所得金額280万円以上（単身者の場合。夫婦世帯の場合346万円以上）」</p>	項目		負担割合	年金収入等	340万円以上（※1）	2割⇒3割	年金収入等	280万円以上（※2）	2割	年金収入等	280万円未満	1割															
項目		負担割合																									
年金収入等	340万円以上（※1）	2割⇒3割																									
年金収入等	280万円以上（※2）	2割																									
年金収入等	280万円未満	1割																									
<p>5 介護納付金への総報酬の導入</p> <p>現在、各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳【2号被保険者】の保険料）について、「加入者数に応じて負担」から「報酬額に比例した負担」とする。ただし、激変緩和の観点から段階的に導入【平成29年8月分より実施】</p> <div data-bbox="179 893 1657 1404"> <p>【介護給付費の財源】</p> <table border="1"> <tr> <td>国庫負担</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>第2号被保険者の保険料</td> <td>28%</td> </tr> <tr> <td>地方自治体負担</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>第1号被保険者の保険料</td> <td>22%</td> </tr> </table> <p>医療保険者が介護納付金として負担</p> <p>各医療保険者は、被保険者数に応じて納付金を負担（加入者割）</p> <p>国保、健保組合、共済組合、協会けんぽ</p> <p>被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み（総報酬割）を導入</p> <p>【総報酬割導入のスケジュール】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">29年度</th> <th rowspan="2">30年度</th> <th rowspan="2">31年度</th> <th rowspan="2">32年度</th> </tr> <tr> <th>～7月</th> <th>8月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総報酬割分</td> <td>なし</td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td>3/4</td> <td>全面</td> </tr> </tbody> </table> <p>【全面総報酬割導入の際に影響を受ける被保険者数】</p> <table border="1"> <tr> <td>「負担増」となる被保険者</td> <td>約1,300万人</td> </tr> <tr> <td>「負担減」となる被保険者</td> <td>約1,700万人</td> </tr> </table> <p>※ 平成26年度実績ベース</p> </div>	国庫負担	25%	第2号被保険者の保険料	28%	地方自治体負担	25%	第1号被保険者の保険料	22%		29年度		30年度	31年度	32年度	～7月	8月～	総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面	「負担増」となる被保険者	約1,300万人	「負担減」となる被保険者	約1,700万人	<p>○住民への影響把握 ○事務負担の増加</p>
国庫負担	25%																										
第2号被保険者の保険料	28%																										
地方自治体負担	25%																										
第1号被保険者の保険料	22%																										
	29年度		30年度	31年度	32年度																						
	～7月	8月～																									
総報酬割分	なし	1/2	1/2	3/4	全面																						
「負担増」となる被保険者	約1,300万人																										
「負担減」となる被保険者	約1,700万人																										

資料：厚生労働省「全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料」

・ 介護保険制度改正における費用負担に関する事項について

項目・内容	課題・検討事項																
<p>高額介護（予防）サービス費の見直し【平成 29 年 8 月施行】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平性や負担能力に応じた負担を求める観点から、次の見直しを行う。 <ol style="list-style-type: none"> 1) 第 4 段階の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げる。 2) 1 割負担となる被保険者のみの世帯については、新たに自己負担額の年間の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12）の負担上限額を設定する <p>高額医療合算介護（予防）サービス費の見直し【平成 30 年 8 月施行】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>< 現行 ></p> <table border="1" data-bbox="152 646 743 965"> <thead> <tr> <th>所得要件</th> <th>算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)</td> <td>67 万円</td> </tr> <tr> <td>一般所得者</td> <td>56 万円</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="text-align: center;"> <p>< 見直し後 ></p> <table border="1" data-bbox="922 646 1541 965"> <thead> <tr> <th>所得要件</th> <th>算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税所得 690 万円以上</td> <td>212 万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得 380 万円以上</td> <td>141 万円</td> </tr> <tr> <td>課税所得 145 万円以上</td> <td>67 万円</td> </tr> <tr> <td>一般所得者</td> <td>56 万円</td> </tr> </tbody> </table> </div> </div>	所得要件	算定基準額	現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	67 万円	一般所得者	56 万円	所得要件	算定基準額	課税所得 690 万円以上	212 万円	課税所得 380 万円以上	141 万円	課税所得 145 万円以上	67 万円	一般所得者	56 万円	<p>○住民への影響把握 ○事務負担の増加</p>
所得要件	算定基準額																
現役並み所得者 (課税所得 145 万円以上)	67 万円																
一般所得者	56 万円																
所得要件	算定基準額																
課税所得 690 万円以上	212 万円																
課税所得 380 万円以上	141 万円																
課税所得 145 万円以上	67 万円																
一般所得者	56 万円																
<p>財政調整交付金の見直し【完全実施平成 33 年度以降】</p> <p>※調整交付金とは、「第 1 号被保険者に占める後期高齢者の加入割合」及び「第 1 号被保険者の所得段階別加入割合の差」といった保険者の責めによらない要因に生じる第 1 号被保険者の水準格差を全国ベースで平準化するために交付されるもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調整交付金における年齢区分について、 現行の①65～74 歳，②75 歳以上の 2 区分から，①65～74 歳，②75～84 歳，③85 歳以上の 3 区分に細分化し，特に年齢が高い高齢者が多い市町村に対して更に重点的に配分される。ただし，激変緩和の観点から段階的に導入 																	